

(別紙) パブリックコメント結果

第6期小金井市障害福祉計画(案)に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和2年12月15日から令和3年1月14日まで

意見提出数：2人・10件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	16 ページ ⑤重度障害者等包括支援	見込み時間数、利用者数が0となっているのはなぜでしょうか。理由を教えてください。	常時介護を要し、意思疎通を図ることが著しく困難であるもののうち、四肢に麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者について、訪問系サービスや日中活動系サービス、居宅系サービスを包括的に提供するサービスで、過去5年以上利用がない状況であり、現状でも利用が無いためです。本事業も含めて、訪問系サービスについては、今後見込まれる多様なニーズに対応できるよう事業所の確保に努めます。
2	17 ページ 日中活動の生活介護について	身体、知的の支援学校高等部の在校生数が多い状況で、生徒自身の特性に適した事業所を選べるのか、不安を感じます。 学校時代よりも、成人期時代の方が人生で長い時間になりますので、通所可能な福祉法人等事業所には行政主導で働きかけ、より良い進路整備を期待します。	貴重なご意見としていただきます。生活介護事業所につきましては、現在市内に6か所あります。そのうちの2か所は公設(小金井市障害者福祉センター、小金井市福祉共同作業所)で運営しております。 特定の事業者に対して行政からお願いすることは公平性を欠くため行えませんが、事業者から事業所整備についての相談があった場合には丁寧に対応していきたいと思えます。 障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指し、国・都の指針に従いながら、障がい福祉施策を進めてまいります。

3	22 ページ (2) 日中活動系サービス	特別支援学校卒業生や若年障害者の方たちの居場所が不足しています。就労の安定には余暇活動の充実が必要です。若者サポートステーションのような居場所事業を検討して下さい。	障害福祉計画は国や都の指針に即した計画として作成しています。卒業後等の日中活動の場所は生活介護、就労移行支援、就労継続支援等の日中活動系サービス事業において提供されております。また、小金井市障害者計画の「基本目標2 基本施策(2)②多様な社会参加の機会づくり」の「5 文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援」にあるように、地域活動の促進を進めているところです。貴重なご意見としていただきます。
4	22 ページ (3) 居宅系サービス	地域移行や自立生活が進みグループホームだけでなく、今後はシェアハウスや重度訪問看護などを使った一人暮らしをする障害者の増加が予測されます。共生社会に向けた動きを考えると当然の流れではないかと思えます。故に、20 ページ①自立生活援助の見込み量は少ないように思えます。地域移行を進めるだけでなく、シェアハウスや居住支援なども進めてください。	障害福祉計画は国や都の指針に即した計画として作成しています。現状では自立生活援助の利用者がいないため、見込みが立ちませんが、地域移行支援利用者が引き続き自立生活援助を利用すると想定し、目標値として、掲載しています。 なお住宅入居等支援事業については、令和2年7月より障がいの種別に関わらず、委託事業にて相談を開始しています。
5	29 ページ (3) 保育所等訪問支援	保育所等訪問支援の中に学童保育所と明記してください。障害児枠の撤廃により障害児の学童保育所利用は増えたのでしょうか。学童保育所での障害児受け入れの体制をしっかりと行ってください。	障害福祉計画は国や都の指針に即した計画として作成しています。保育所等訪問支援事業は障がいのある児童の保護者等から申請を受け実施する事業であり、個々の事業所が自ら療育等の関係機関を呼んで行う事業ではないため、「保育所・幼稚園・小学校等に在籍している児童」と記しています。関係課と連携しながら、障がい福祉施策を進めてまいります。
6	30 ページ (7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整す	医療的ケア児に対する支援は国レベルでも推進されています。地域社会や学校現場で医療的ケア児の受け入れをしていくためにはコーディネーターの配置は必須です。他の自治体に後れを取らぬ	貴重なご意見としていただきます。まずは医療的ケア児の協議の場の設置を行うとともに、コーディネーターの設置を考えていきたいと思えます。国・都の指針に従いながら、障がい福祉施策を進めてまいります。

	るコーディネーターの配置人数	ようしっかりと実施してください。	
7	40 ページ (6) 意思疎通支援事業	東京都の自治体の中でも「手話言語条例」を制定する自治体が増えています。小金井市でも要望はあったように思います。意思疎通支援を推し進めるには「手話言語条例」は必須ではないかと思えます。条例制定に向けて検討、実施してください。	障害福祉計画は国や都の指針に即した計画として作成しています。地域生活支援事業についても同様に、国や都の要綱（考え方）等に従いつつ作成しています。 小金井市では、地域自立支援協議会や市議会での検討を経て、平成30年10月に「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」を施行しており、その中には、手話のみならず総合的な「情報伝達」の普及啓発・利用拡大支援の努力や「意思疎通」等についての合理的配慮を定めています。同条例を踏まえ、手話等に対応したポータブル端末の導入や、毎週原則月曜日午前と木曜日午後に手話通訳者を庁舎窓口に設置しています。
8	39 ページ (1) 理解促進研修・啓発事業	2018 年障害者差別解消法に係る小金井市条例の制定に伴い、合理的配慮や障害理解が進められていますが、まだまだ不十分と言わざるを得ません。特に学校現場における人権教育は障害者差別と結びつくことがなく、児童生徒は「内なる差別意識」を内在させたまま成人となります。自立支援協議会、庁内においては DET（障害平等研修）が実施されましたが、学校でも実施してはどうでしょうか。学校での障害理解促進、啓発事業を実施してください。 また、地域に向けた障害者差別解消法に係る小金井市条例の周知、合理的配慮に関する理解啓発も十分に行ってください。	障害福祉計画は国や都の指針に即した計画として作成しています。地域生活支援事業についても同様に、国や都の要綱（考え方）等に従いつつ作成しています。 小金井市では、地域自立支援協議会や市議会での検討を経て、平成30年10月に「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（平成30年条例第28号）」を施行し、大人向け、子ども向けのパンフレット等を作成し、周知をしており、DET（障害平等研修）を行うなどし、障害福祉施策を進めてきたところです。 また、小金井市障害者計画の「基本目標1基本施策(1)①広報・啓発活動の充実」の「3福祉・人権教育の充実」にあるように、小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなどに関わる福祉体験学習等を行いながら、障がいに対する理解教育を進め

			<p>ているところです。</p> <p>パンフレット等を活用しながら、今後とも引き続き、理解啓発に努めたいと思います。</p>
9	40 ページ (9) 移動支援事業	<p>移動支援の対象拡大に伴い、また、柔軟な運用を行うためにはガイドヘルパーの養成が急務です。市によるガイドヘルパーの養成、または養成のための事業所支援を検討して下さい。</p>	<p>貴重なご意見としていただきます。ガイドヘルパーの養成については課題として、検討をしているところです。</p>
10	40 ページ (11) その他の事業	<p>市内のバリアフリー化を推進するために、合理的配慮のためにバリアフリー化をする一般事業所には補助を出すような事業が必要かと思えます。</p>	<p>障害福祉計画は国や都の指針に即した計画として作成しています。貴重なご意見としていただきます。</p>

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、(他に〇件)と表示します。